

第12章 公共料金の割引等

1 NHK放送受信料の減免

NHKの受信料が減免されます。詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。

(1)全額免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳を所持している者を構成員とする世帯で、その世帯の全員が市民税非課税である場合

(2)半額免除

身体障害者手帳2級以上（視覚・聴覚は等級制限なし）、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの手帳所持者が世帯主で、その世帯主がNHKの放送受信契約の契約者である場合

(3)申請に必要なもの

○印鑑

○身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

○住民票（全額免除の場合…世帯員全員が確認できるもの、
半額免除の場合…契約者が世帯主であることが確認できるもの）

○世帯全員の課税証明（全額免除の場合）

(4)証明書の発行窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、
鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2333）

(5)提出先

〒753-0051 広島市中区大手町2-11-10

NHK営業サービス株式会社 広島事業所（☎ 082-504-6070）

2 NTT電話番号案内（ふれあい案内）

NTTの電話番号案内を利用する場合、利用に関する料金が無料になります。サービスを利用するためには、事前の登録が必要です。詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。

(1)対象者

○身体障害者手帳を持っている方で、次のいずれかの障害がある方

ア 視覚障害 1～6級

イ 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1～2級

ウ 聴覚障害 2級、3級、4級、6級（令和2年10月～）

エ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3級、4級（令和2年10月～）

○療育手帳を持っている方

○精神障害者保健福祉手帳を持っている方

(2)登録窓口

【ふれあい案内事務局】

電話番号：フリーダイヤル 0120-104174（全国共通）

FAX 番号：フリーダイヤル 0120-104134（全国共通）

※ 受付時間：午前9時から午後5時（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）

(3)その他

ふれあい案内を除くNTTの電話番号案内サービス（104番・NTTファクス104）は、令和8年3月31日をもってサービスの終了が予定されています。

3 携帯電話の割引サービス

携帯電話の基本使用料や通話料などが割引になります。

(1)対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

(2)問い合わせ先

割引サービスの有無や、割引の内容は各携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問い合わせ下さい。